

議長	局長	次長	主査	スタッフ	合議

議会運営委員会記録

日 時	令和4年10月14日	開 会	14時30分	会議時間
		閉 会	15時36分	0:36
場 所	第1委員会室			
出席者	川原委員長・生本副委員長・長谷委員・濱谷委員・新岡委員・川股委員 オブザーバー：野沢議長、小橋副議長			
説明者	なし	傍聴者数	3人	
事務局	議会事務局長、同次長、同スタッフ2名	記 者	2人	

会議の経過事項

川原委員長	<p>ただいまより議会運営委員会を開会いたします。</p> <p>傍聴の申し出がありますので、これを許可いたします。</p> <p>ただいま本会議場において、議案第12条について動議が提出され、付託についてぜひ即決で協議していただきたいという動議が成立したところでございます。</p> <p>それについて、その動議は成立しておりますので、原案に戻って採決を動議に基づいて実施するということになります。</p> <p>休憩時間中ではありましたが、不適切な発言があったと思いますが、我々は淡々とその事務手続きに基づいて取り進めていくしか議会運営委員会はないと思っております。</p> <p>それについて、原案に戻っての採決については簡易採決か起立採決かということについて、皆さんのご意見を伺う形になろうかと思っておりますので、それについてご意見を各委員からお伺いしたいと思います。</p> <p>生本副委員長から。</p> <p>ちょっと状況があれなんんですけど。</p>
生本副委員長	ちょっと状況があれなんんですけど。
川原委員長	ちょっとお待ちください。川股委員からお聞きしてよろしいですか。
川股委員	<p>私の方から。諸派の岩井議員から、議運で決定した委員会付託をするということについての動議が出され、本会議場において、その動議が成立しました。したがって、委員会に付託するということはなくなりましたので、残った手法としては、採決をすることになります。</p> <p>簡易採決かあるいは即決起立採決かということになろうかと思います。それ以外選択肢がないので。そういうことについて、皆さんからご意見をお聞きしたいという</p>

	<p>議運が開かれたと委員長が言っているのではないかと思います。</p> <p>そういった中で、答弁をお願いしたいと思います。以上です。</p> <p>私の意見言っていいですか。</p>
川原委員長	川股委員どうぞ。
川股委員	従ってですね。私は即決、起立採決しかないというふうに思っております。以上です。
川原委員長	生本副委員長。
生本副委員長	はい、この条例に関しては、内容的には賛同いたしますので、起立採決に進めていただいていいかと思います。
川原委員長	長谷委員。
長谷委員	この条例の内容については、できるだけ早急に決めるべきだというふうに日々思つておりました。したがって、起立採決でしか方法はないのかなと思っています。以上です。
川原委員長	澁谷委員。
澁谷委員	昨日のこの場で付託ということで、議運で決まったものですから。 私は、ちょっと何かその流れが昨日の今日で、何でという疑問しか残っていません。この条例の中身ではなくてですね。その進め方について、何でこうなるのみたいな感じでいます。気持ち的にはそうです。あとは、何か採決云々は言わなければ駄目なんですかね。
川原委員長	動議が成立いたしました。付託の案はなくなったことになります。原案に戻って即決の簡易採決か起立採決しか、判断の材料が本議運の中にはありません。
	渋谷委員の気持ちちは十分理解しましたが、簡易採決か起立かというふうな判断を求めたいと思いますので、そこの言葉を一つよろしくお願ひいたします。
澁谷委員	それであれば、起立だと思いますけど。
川原委員長	新岡委員、お願ひいたします。
新岡委員	まず、動議が成立したということを仮に前提とした後にですね。起立採決という形で先ほど立ち上がる議員もいらっしゃいました。その中で非常に疑問に思うのは、昨日少なくともこの場で付託とした議員が立ち上がった、その起立採決に即決という判断をしたというところが非常に私は疑問です。少なくとも会派交渉会、昨日の議運も通してですね、なぜ負託にしたかという理由については、やはりこの条例については、非常に重たい条例であると。市民へ説明責任を果たさなければならないというプロセスが必要だというところで、会派交渉会から、それでは時間をかけてやりましょうということで付託にしたという経緯であると私は理解しています。
	それが一夜にしてなぜ即決ということに、少なくともここにいる昨日の議運のメンバーが一夜にして翻意するのか。どうして即決という決断をしたのか、少なくとも先ほど起立採決で立ち上がった、ここにいらっしゃるメンバーの方に理由を問い合わせたいと思います。
	1人ずつよろしくお願ひします。
川原委員長	新岡委員。私が今判断を求めているのは即決簡易採決か、起立採決かという、今

	我々議運に与えられた要件でありますので、その判断をお示しください。
新岡委員	それ以前に、昨日議論したことが、どうして変わってしまうのかという問題を解決しなければ、起立採決か簡易採決かという話には入っていけないと思います。説明責任があると思います。なぜ一夜にして、そんなに気持ちが変わってしまったのか。どうして即決ということに意見が変わってしまったのか、素朴に本当不思議です。何が起こったのでしょうか、この一夜のうちに。その理由を私は聞いています。単純に聞いています。何か話せない理由でもあるのでしょうか。
川原委員長	新岡委員、判断はどうなさいます。
	議運に課せられた今の判断について、委員として判断をしなくてはなりません。これは、この議会運営への根本的な問題に関わることですよ。
新岡委員	昨日、議運で決めたことを動議に出すのは権利です。議員の権利です。ですが、議運でプロセスを経て積み重ねてきた議論がですね、どんな手法を取っても数の論理でひっくり返るってことですよ。
	恵庭市議会は、今、議会基本条例を作っていますが。民主主義の根幹に関わる問題ですよ。それを通してしまうのですか、議長。議事進行を担っている議長の責任としてもこれ問われますよ。どうなんですか。皆さんその責任をやっぱりもっと深く受けとめてほしいですよ。市民に恥ずかしくてこんなこと見せられませんよ。任せられるのでしょうかね、この市政を。何を信頼していいのでしょうか。
川原委員長	私は市民に説明することができません。この状況は。
新岡委員	新岡委員、委員としての判断をお願いいたします。
	先ほどから言っているように、私はまずは昨日の決定から、なぜ一夜にして即決という判断に至ったのか、その理由を説明してください。
川原委員長	それを聞いた上で、私はその後の川原委員長が、私の判断を迫っている返答をいたします。
	議運の判断については、条件を付けて返答を求めるわけには行きません。あくまでも議運の委員として、今与えられる状況の中でご判断を付けていただきたいと存じます。
新岡委員	この状況では、とても判断できるような状況にはないです。
川原委員長	はい、それでは休憩に入ります。
	<u>午後 2:45 休憩、</u> <u>午後 3:03 再開</u>
	(委員間で、取り扱いについて協議)
川原委員長	はい、それでは休憩前に引き続き委員会を再開いたします。
	新岡委員から色々とお話を聞かせていただきましたが、まずもってですね、今現在進めている流れとしては、まず動議が成立いたしました。動議が成立するのもルールであります。今この議会運営委員会を開会しているのも議案に対する取扱いについて

新岡委員

協議をしているところであります。

既に、動議の中において付託の件ではなく、即決の中身の決定に関するものとなっております。その状況の中で、新岡委員から色々とやり方について質疑と申しますか、考え方をお話されました。どうも私も色々お聞きしていて、ルール違反ではないか、人間的にどうとかというお話をありますが、皆さんのが今回起立された状況は、ほとんどの提案者が即決すべきだという意向に基づいて考えられた。

それは、1人の付託という形で議運ではルールですので、付託と位置づけたところであります。それが本日ですね、諸派である会派交渉会そして議運に出席する立場にない岩井委員から動議が出されて、それについて当然皆さんもその通りだと、大事な条例であるから、これは即決ですぐ恵庭市の市政を正さなくてはならない。恵庭市において、議会人としても身を正していく。

市民に知らしめる立場として、即決すべきだというご判断で起立されたものと私は認識しているところであります。

あと求められているルールとしてはですね。やはり、これについて即決簡易か起立かと、そのことについての判断を求めていくということになろうと思うのですが。そのことについて、新岡委員はしっかりとその部分をとらまえて、決してルール以外で動いているわけではありませんので。新岡委員から改めてですね。今求められているご判断の方を一つお願いしたいと思います。

はい、新岡委員。

私が今ここで問いたいのは、議会運営委員会の存在意義です。

今まで恵庭市議会においては、議会の運営運用の手順というのは、議会運営委員会で事前に協議の上、しかもそれは会派代表という立場で、会派の中でしっかりと調整をした上で、それで合意を取ったうえで、議会というものは運営運用されてきたわけです。それが、直前の昨日の議会運営委員会の中で、これは付託で行こうと、それはそもそもこの条例の提案をした時点では、即決がいいと思った会派もあったことは事実だと思います。しかし、会派交渉会、議運の中で議論を重ねた結果、付託で行こうということを決定したわけです。

それがいや、元々はそう思っていたんだという理由を持って、前日の議運の取り決めをひっくり返すようなことがあっては、およそこの恵庭市議会の運用、何を信じて運用をしていったらいいのですかっていう話になりますよ。ということを、私は言っているんです。動議が発動されたと、それは有効だ。それは分かります。

しかしながら、昨日の議運の中で付託だと合意したその会派の代表それは会派の全部の意思を確認した上での決定だと私は思っていますので、それが一夜にしてひっくり返るっていうこと自体が、到底信じられないということを私は言っているんです。動議が発動されないということを言っているのではないです。

そのことを皆さんはどういうように受け止めるのかということを、私は問いかけているだけです。それでも、これでいいんだということであれば、私はおよそルールのもとで議会運営がなされている形を成してはいないと思います。

わかりますか、この論理構成。わかりますか。

川原委員長	新岡委員。 前段は分かりました。述べられていることは耳に入りました。考えについてお聞かせください。
新岡委員	なので、そういうことです。
川原委員長	そういうこととは。それは新岡委員のお考えであろうと私は判断いたしました。
新岡委員	そのことについては、どう思いますか。議運の存在意義ということを搖るがすこの運用の方法だということを、委員長としてどう受け止めますか。
川原委員長	考えはあります、新岡委員、ここはそういう議論をする場所ではございません。まずは、議会のルールに則って、動議が発せられて採択されたところであります。それについては、あと原案に戻っての、その判断だということありますので、そこについて了解ください。
新岡委員	それで異議があるようですので、どんな形でこれを進めていったらいいか、新岡委員、お考えを、より合う部分とかについて、お聞かせいただけますか。
	最初に言ったように、どうして一夜にして意見が変わったのか、少なくとも先ほど起立採決で立ち上がった方々に私は確認したいですということを伝えました。
川原委員長	その意見を聞いた上で、私の意見を言いますということを言いました。 そのようなことを、この場所で各委員に求めること自体全くナンセンスでありますし、今求めているルールは全てルール通り進めさせていただきたいと思います。
	まず何度も言いました通り、本会議場で諸派の議員からその動議が発せられ、それが採択されたと、その事実に基づいて、採決をしていく仕組みに繋がっていくところでありますので、そこでどうやってその次の採決に持っていくのか、そのことをお聞きしているのですよ。
新岡委員	誰それがどんなことを考へていて、そのようなことを発する場ではありませんので。自分の考えは自分の考えとして今確かに聞かせていただきました。
川原委員長	考えでしょうかね。これって。議会の根本的なあり方だと思うのですが。 ですけど、何度も言いました通り、提案者は既に議会運営委員会の中でも発言されておりました。即決採決すべきだというご判断でした。
	ですが、新岡委員が付託という表現をされたので、議会ルールに基づいて、そうだねっていう話が、そこで落ち着いて議会運営委員会の結果となりました。日を過ぎて全く諸派の方から即決という意見が出て、それを採択されたら、当然そういう形になっていくのでしょうか。
新岡委員	昨日の議論、そういう議論でしたか。
川原委員長	昨日は、動議が出ておりません
新岡委員	即決したいっていう意見が出ましたか。
	私の認識としては、休憩中になぜ付託なんですかっていうことを聞かれたということだけの認識なのですが。そこの記録をしっかりと押さえておいてください。
川原委員長	そんな意見言いましたか、誰か。
新岡委員	即決として取りましたよね。
	記録起こした後で即決でやりたいという発言が、どなたからか出ましたか。

	昨日ですよ、昨日の話です。
川原委員長	今、委員長がおっしゃったんですよ。
新岡委員	いや、皆さん即決でと言いましたよ。
川原委員長	そして、付託でなぜ付託ですかっていう話ですね。
	それ休憩中の話。
新岡委員	休憩と言いました。
川原委員長	いいですか。順番に聞いていって、取り扱いについて、新岡さんが付託と言われたんです。
瀧谷委員	そこで、委員長と発言があり、休憩を取ったんです。なぜ付託なんですかと確認したんです。
川股委員	そうでしたっけ、局長。
川原委員長	そうですよ。順番にこっちから聞いていきました。そして、付託と言われたんです。
	自分は発言していない。
川原委員長	付託の理由はなんですか。でも理由は延べ述べてくれませんでしたよね。休憩中ですね。
	とりあえず、それは新岡委員の考え方であるから、これ議論する話じゃありません。まず、このことについて新岡委員、どのような形があるのでしょうかね。
	ただ、先ほどの本会議場で歩む会のもう片方の方がそんなことするのであれば、質疑どうのこうのって話も出てましたが、どういう形が皆さんの合意の中で進められていくのか。いつまでも、こんな結論を出さない話には決してなりません。この議運を開く必要もなかったと私は思っております。あの場所で、ただ柔らかくみんなの意見を確認して、今いろんな意見を新岡委員言わされましたのも、それ皆さんの中に入ってきておりますので、そういう聞くのも我々の役目です。
	どうでしょう。新岡委員。
新岡委員	もし、こういう取り扱いをこれは私の意見ではないですよ。こういう扱いが運用が許されるならば、およそ議会運営委員会はなくてもいいっていう、極論においてはなりますよ。この件は、会派交渉会も経て、議運も経て、丁寧にやってきた議論んですよ。それが一つの動議において、だから少なくとも、この議会運営委員会でそうしましょとしたメンバーが、その一つの動議によって翻意するっていうことを許すんだったら、議会運営委員会って必要ないってことになっちゃいますよ。
	何でもありますもん、だって。
	数さえ揃えばですよ。
川原委員長	いや、数もこれ市民の意見ですので。そんなことを言わされたらね。少数の意見も無視するわけではありませんし、大事な意見で、たくさんの数の方も大事な意見です。
	それを最終的に、皆さんの意見の合意形成でこれ判断していくものではないですね。
新岡委員	まだ4年目の議員なので分からぬんですけど、こういったパターンで前日の議運の運用の方法がごろっと変わったケースってあるんですか。
川原委員長	いやちょっと調べないとわかりませんね。その件についてね。

新岡委員	これがもう前例になってしまうぐらい一つの大きなターニングポイントだと思います。これは、議会としてどう判断するかという大きなターニングポイントだと思います。
川原委員長	<p>日々議会というのは、状況が色々な緊急の状態変化をしてくるところでありますので、昨日決めたからこれ絶対大丈夫って話にもならないし、議会は色々変化していくのも事実でしょうし、のこととは違いますけども、のことについてね、新岡委員から色々お聞きしたけど、決めた通りに進めていっていただきたいと思います。黙つてることが、この議会が進んでいかないというのは議会無視じゃないですか。議員、議会運営委員会においてちゃんと発言してください。その求めてることに対して発言しないで、いつまでも同じ事を言っているのであれば、この議会運営委員会こそ、これ前に進んでいかないのではないですか。</p> <p>一番結論を求めていることに対して発言しないで、ずっとこれを続けていたら、運営委員会は存在する意義がなくなるのではないかですか。</p>
新岡委員	<p>根本的な問題だから投げかけているんですけれども。そのことをご理解いただけないのであれば、前例に、もしこういった取り扱いがないんだとしたら、それは少なくとも今までの議會議員の方々が良心があったが故に、そんな取り扱いはできないという判断のもとにしなかったことだと私は思います。</p> <p>それを、もしこういった形で強行的に運用しようとしているのであれば、そういう議会なんだなということを市民に示すことなんだと私は思います。だから私は何としてもこれは止めたいと思っています。</p> <p>ですが皆さん、それでも良しと、これもルールなんだというのであれば、数の力でやればいいんじゃないですか。</p>
川原委員長	<p>そうですか。それではどういうふうにしましょうか。</p> <p>簡易採決かそれとも起立かどちらで行きます。</p>
新岡委員	質疑を求めたいと思います。
川原委員長	質疑、誰に対してですか。
新岡委員	提案者じゃないですか、それは。
川原委員長	提案者に対してですか。
	この質疑を聞くのは、もう既に終了し質疑がないということで、淡々とここにまで来ているのですが、その質疑について、新岡委員の会派の方も質疑する機会を失ったということありますので、それがどうできるか、調べさせていただきたいと思います。議場では質疑はなしということになっておりますので。
	ちょっと調べさせてもらってよろしいですか。
新岡委員	はい。
	<u>午後 3:20 休憩</u> 午後 3:32 再開
川原委員長	会議を再開いたします。

新岡委員

ただいま、新岡委員から、この案件について質疑をしたいとの意向がありました。現在、質疑は終了しておりますが、全国市議会議長会の事務局と先例を調べましたら、議長の判断によって、便宜上、補充の質疑ということで出来るとの話がありました。あくまでも、これについては議長の判断ということになろうと思います。

質疑があるということであれば、議長にその時に申し出ていただいて、許可をもらう形での補充質疑となりますので、従来の形とは今回違いますので、ご理解賜りたいと思いますが。

そんなことで、新岡委員、いかがでしょうか。今、色々調べてきたところがありますが。

はい、新岡委員。

議長の判断で、質疑が認められるか、認められないか、ということになるとことですね。

そうですね。許可は議長の判断ということになります。便宜上の事ということでの質疑の仕方となります。補充質疑と申します。

はい。わかりました。

それでは今、新岡委員と協議しておりました形であります。

それでは、今回の原案に戻っての扱いについて、新岡委員のお考えを聞かせていただきたいと思います。

簡易採決か、起立採決かしかないとことですよね。

はい、それしかありません。

はい、起立採決をお願いします。

はい、ありがとうございました。

それでは皆さんのご意見を賜りました。この議運においては、休憩中において正式の議運という形でないところで、皆さんの思い、色々な話をさせていただいたという流れになります。

今後は委員長報告という形ではなく、私から議長に流れを報告いたします。そんな議運であったことをご了解ください。

何か不都合がありましたでしょうか。皆さん大丈夫ですか。

(「なし」のと声あり)

はい。そのような流れで、今日皆さんのお気持ち、意見をお聞かせいただいたということで終了したいと思います。

以上で、臨時の議会運営委員会を終了いたします。

お疲れ様でした。

(15時36分 終了)

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議会運営委員会 委員長

川原光男